



Title	里親養育活動と宗教者の社会貢献活動：天理教里親連盟への調査結果から
Author(s)	青木, 繁
Citation	宗教と社会貢献. 2023, 13(2), p. 1-30
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/92531
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

里親養育活動と宗教者の社会貢献活動

—天理教里親連盟への調査結果から—

青木繁*

Foster Parenting and Social Contribution Activities of Religious Believers

Findings from a Survey for Tenrikyo Federation for Foster Parents

AOKI Shigeru

論文要旨

本研究は天理教における里親の増加に注目する。天理教里親連盟に加盟する里親の数は2020年までの15年間で、里親は2.7倍に、里子の数は3.6倍に増加した。その要因を探るため、天理教の里親を対象として、里親を始めた動機、活動の特徴、課題などを調査した。調査の結果、養育を行っている里親は天理教の教会長が多く、養育を始める動機は天理教の信仰心であった。養育する家庭の家族構成は、教会長及びその配偶者、実子、祖父母など大人数であることが多く、宗教的な環境の中、養育は行われていた。また、虐待の体験や障害を抱えた子どもたちを躊躇なく受け入れていることも明らかになった。今後の課題は、子どもの権利を尊重するために、養育と宗教の健全な関係、児童の意見を聴き児童が自分の意見を述べるができるシステムなどを構築することが求められる。

キーワード 里親養育、天理教、宗教

This paper examines the increase in Tenrikyo's foster parenting. The number of foster parents affiliated with the Tenrikyo Federation for Foster Parents increased to 2.7 times, and that of foster children 3.6 times over 15 years. In exploring the factors behind this, the study surveyed foster parents to investigate their motivations as well as the characteristics and challenges of the activity. The questionnaire finds foster parents are often Church Head Ministers (Kyokaicho), faith in Tenrikyo is their main motivation, and receiving families are large ones consisting of a minister, his/her spouse, biological children, grandparents, etc. In this way, foster parenting is usually practiced by a large group of families in a religious environment. Tenrikyo's foster parents also receive children who have suffered abuse or with disabilities without hesitation. How to ensure a healthy relationship between parenting and religion and how to create a system where children can be heard and express their opinions freely have emerged as challenges.

Keywords : Foster parenting, Tenrikyo, Faith

* 東京工業大学大学院博士課程

1. はじめに

近年、子どもへの虐待の数が増え続けている。2020 年、児童相談所への児童虐待相談件数はおよそ 20 万 5 千件であり〔厚生労働省 2020a〕、1999 年の児童虐待相談件数と比較するとおよそ 18 倍に増加している〔厚生労働省 2000a〕。虐待が明らかになり、保護者のもとでの養育は適当でないと判断されると、児童相談所は社会的養育の対象として、施設入所（児童養護施設、乳児院）や里親家庭への移行などを決める。このような社会的養育の対象となる子どもの数は、およそ 4 万 6 千人いるといわれ、そのうち 6,895 人の子どもは、里親家庭やファミリーホームで養育されている〔厚生労働省 2020b〕。

公的な責任のもとで、課題のある児童を保護・養育する社会的養育の歴史は、1947 年に制定した「児童福祉法」と 1948 年の指導通達「里親等家庭養育運営に関して」の 2 つから始まる。そして、2010 年代までは、養護施設中心の社会的養育が長期間続いていた〔貴田 2007; 貴田 2009; 貴田 2011; 貴田 2019〕。

2010 年、国は新しい政策を発表して方針を大きく変えた。まず、「子ども・子育てビジョン」〔厚生労働省 2010〕では里親の委託率に数値目標を示し、次に「里親委託ガイドライン」〔厚生労働省 2011〕を制定、そして、2017 年には「新しい社会的養育ビジョン」〔厚生労働省 2017〕を打ち出し、養育は家庭中心へと明確に方針転換を行った。現在は里親養育の割合を増やすことが課題となっている。

「新しい社会的養育ビジョン」では、3 歳児未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもは 7 年以内に里親委託率を 75%以上にする数値を示し、学童期以降は 10 年以内を目途に、里親委託率 50%の実現を目標としている。

しかし、安倍〔2020〕は全国の都道府県の調査から目標達成には里親家庭の確保の不足や養育支援体制などに課題があることを明らかにしている。三輪〔2018〕は児童相談所の里親への支援不足の課題を明らかにし、また、浅井ほか〔2018〕は制度改革を進めるにあたり時間をかけて議論されなかった点や、施設養護の評価が十分なされていないなどの問題点を指摘している。

2. 問題の所在

2.1. 研究の目的と意義

本研究では天理教における里親の増加を取り上げる。天理教里親連盟〔2018〕によると、委託された養育里親の7.4%・委託児童数の9.4%、専門里親の48.9%・委託児童受け入れ数では64.7%が天理教信者によるものである〔表1〕。また、2020年までの15年間で、天理教里親連盟の里親は2.7倍に、里子の数は3.6倍に増加した。しかし、天理教の里親養育活動についての研究は多くはなく、里親養育を大きく担っている活動も十分に知られているとは言えない。

〔表1〕 天理教里親の数と比率

	里親数			委託里親数			委託児童数		
	天理教	全国	比率	天理教	全国	比率	天理教	全国	比率
2017年度									
養育里親	347	8,445	4.1%	226	3,043	7.4%	358	3,824	9.4%
専門里親	99	684	14.5%	86	176	48.9%	139	215	64.7%
養子縁組里親	8	3450	0.2%	6	233	2.6%	12	222	5.4%
親族里親	0	505	0%	0	495	0%	0	712	0%
ファミリーホーム	50	287	17.4%	50	287	17.4%	245	1,260	19.4%

天理教里親連盟〔2018〕『お道の里親子育てハンドブック』（筆者が一部変更）

本研究の目的は、天理教の里親における養育の全体像を掌握するために、質問紙法を使って、養育を始めた動機、活動の特徴、課題などを明らかにすることである。

宗教者・宗教団体による震災などへの社会貢献、いわゆる目に見える「活動」の研究は、近年の2つの震災を契機に進んだ反面、プライバシーなどの制約上から、養育、子育て支援、介護などの社会貢献の研究は十分とはいえない。それゆえ本研究が、児童虐待や子どもを対象とした事件などを未然に防ぐ一助として、少しでも貢献できる可能性がある。また、本研究調査は、今後、里親養育活動を進める上で多くの知見を含み、子どもたちの権利をまもり、社会的養護を進める上で重要であると考えられる。以上が、本研究の意義である。

2.2. 天理教と里親養育

天理教は、江戸幕府末期の1838年、教祖中山みきに天啓が下り始まった新宗教で、教えの中心には「たすけ」という宗教的な救済観がある。そして、子どもの養育に関しては、中山みきの逸話がいまも重要なものとして語り継がれ、天理教の養育観を知ることができる。

「ある秋の末のこと、一人の女乞食が、垢に塗れた乳呑児を背負い、門口に立って憐みを乞うた。教祖は、早速、粥を温めて与え、着物までも恵まれた」という〔天理教教会本部 2017: 20〕。

天理教は、明治時代、一派独立を悲願として5回の請願を国に願い出たのち、1908年に天理教として一派独立を達成するに至った〔天理大学附属おやさと研究所編 1997: 46〕。一派独立までの国との交渉は難航を極めた経緯があった。国は認める条件として「天理教も一寸国家事業をやったらどうだ。免囚保護の感化院を設立するのも、その一方法だ」と天理教の社会貢献活動を求めた〔天理大学附属おやさと研究所編 1997: 47〕。これをきっかけに、養護施設「天理教養徳院」（現在は「天理養徳院」と名称が変更）が1910年に開設された〔天理養徳院編 1960; 天理養徳院編 2010〕。また、1982年には「天理教里親連盟」を教団内に設けて、里親養育を天理教の社会貢献活動として位置付けて活動が続けている。

2.3. 先行研究

1965年、天理教は教団内に天理教社会福祉研究会を設け、福祉、里親養育、宗教と社会福祉事業、天理教教義と福祉の関係などの調査研究を行い、その成果を論集『天理教社会福祉』で報告している。

天理教の里親活動を対象にした研究には、石前〔2004〕の天理教の里親に養育と宗教の関係についての考えや、日々の宗教儀礼についてのインタビュー調査や、桑畑〔2019; 2020a; 2020b〕の天理教里親の宗教観と養育に関して継続的な研究などがある。深谷〔2022〕は天理教里親家族の「おつとめ」の儀礼実践に注目し、里親と里子は「おつとめ」をどう受け止め、里親家族や自己の構築を行っているかを、質的に分析した研究を報告している。

若狭一廣〔2001; 2009〕や若狭佐和子〔2005〕は、実践者の視点から自身がファミリーホームを運営する中で経験した、養子縁組と里親養育の本質

的な違い、天理教が里子養育を受容しやすい理由、現在の里親養育がもつ課題などを浮き彫りにしている。金子〔2020〕は、ソーシャル・キャピタルの観点からの天理教里親活動の特徴や、天理教の家族観からみた里親の意味を明らかにしている。しかし、管見するところ天理教里親養育の現状について、全国的な調査研究は見当たらない。

なお、全国規模の里親養育についての研究調査には、全国の里親家庭を対象に実態把握と支援のニーズを調べた、伊藤〔2018〕の宗教的視点からではない、「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究」がある。これは、アンケート調査（回答数 1,726 家庭）とインタビュー調査（28 事例）の形式で、委託前の里子、里親への支援、里子の委託期間後の支援など、里親養育における支援のニーズを明らかにしている。また、厚生労働省〔2020b〕の『児童養護施設入所児童等の概要』調査は 5 年ごとに行われ、里親家庭の現状を知ることができる。

本論ではこれらの先行研究を踏まえた上で、天理教における里親と里子たちの特性、里親が養育を始めた動機、宗教的な背景などの調査を実施した。

3. 研究方法

3.1. 対象と研究方法

本研究対象は、天理教里親連盟に所属する会員全員（およそ 620 名）とした。対象者は全て天理教信仰者であると考えられる。会員は全国に居住しており、年齢も 20 代から 70 代以上までの幅があった。会員は必ずしも現在里親養育を行っているとは限らない。

質問項目は里親養育を行っている 4 名への事前調査の結果、一部を修正する形で内容を確定した。〔表 2〕が、本研究で行った質問項目と内容と回答形式である。調査実施は、天理教里親連盟、天理教社会福祉課に研究協力の依頼願を提出し、2022 年 3 月に郵送で質問用紙を送付した。返送は無記名で、期限は 2022 年 5 月末までとした。

期日までに質問紙は 257 件(回収率 41.5%)を回収した。回答のあった地域は、北海道 15 件(5.8%)、東北 9 件(3.5%)、関東甲信 42 件(16.3%)、中部 33 件(12.8%)、近畿 61 件(23.7%)、北陸 5 件(1.9%)、中国 33 件(12.8%)、四国 9

件(3.5%)、九州 21 件(8.2%)、不明 29 件で、近畿と関東甲信が多いが、人口比を考えれば、およそ全国から回答は寄せられたと判断できる。

データはエクセルに入力し集計・分析を行った。回答欄には十分に表せなかった意見や考えを記載できるように自由記述欄を設けた。記載内容は全て文字に起こし、文書データとして記録、項目ごとにグループ化した。

[表 2] 質問項目と回答形式

項目	質問内容	回答形式
家族の属性	家族構成・家族の人数・里子の数など	回答を選択 数値等記入
	家族と里子の年齢	
	養父母の職業、学歴、天理教の経歴、	
現在の養育について	里親の種類	回答選択と 数値等記入
	現在の里子の養育期間、 障害・疾病・虐待の経験	
	現在までの養育した里子数	
天理教里親連盟への参加	参加の期間	数値等記入 複数回答
	参加理由	
社会貢献活動について	天理教の社会貢献活動の連盟などへの参加	複数回答 自由記述
	自身の地域で行っている自主活動	
住み込み人さん	今までの住み込み人さんとの生活経験	回答の選択と 数値等記入
	現在一緒に住む人数	
里親養育をはじめた動機	動機、受託したとき考慮した条件	複数回答と 自由記述
児童相談所との関係	里親の研修から現在までの関係	5件法回答
里親養育の満足感と困難	満足感と負担	5件法回答 自由回答 複数回答
	里子と、里親・学校・地域・教会の信徒との関係	
	問題が起きたときの相談	
里親養育と宗教	里親が里子に望む信仰心	5件法回答 自由回答 複数回答
	教会という養育環境	
里親を離れた後の 里子との関係	里親を離れた後の里子との関係と現状	5件法回答 自由回答 複数回答
	相談の課題	
里親養育への意見		自由記述

3.2. 研究への倫理的配慮

郵送作業は個人情報保護のため天理教里親連盟に依頼した。結果は学術論文と天理教里親連盟の活動以外には使用しないこと、また、記入を希望しない項目は、回答不要である旨を里親への依頼文書で明記し、無記名で東京

工業大学弓山研究室宛に返信してもらった。

3.3. 用語の整理

本論で使う言葉は次の様な意味で使用している。

「児童虐待」「子どもの虐待」については、厚生労働省が、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類している。本論もそれにもとづいている〔厚生労働省 2014〕。

「社会的養育」とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当ではない児童を、公的責任として社会的に養育し保護することや、また困難を抱える家庭への支援を行うことである。

「里親」には、養育里親（一定期間養育を受託）、専門里親（専門的な支援が必要な児童の里親）、養子縁組里親（戸籍上の養子とする）、親族里親（親族が扶養義務のある里親となる）、そして、ファミリーホームの5種類がある。

4. 結果

4.1. 本調査の全体概要

本調査では 257 件の回答を得た。そのうち養育を現在行っていると答えたのは 205 件で、調査のときにはやっていないと答えたのは 52 件であった。養育している子どもの総数は 459 人であった。

概要を集計した結果は次のようなものである〔表 3〕。子どもの養育数は平均で 2.2 人（標準偏差 1.4）、年齢は平均 11.7 歳（標準偏差 5.2）、調査時点までの養育期間は平均 5.9 年間（標準偏差 4.8）で、養育する子どもの数は最大で 6 人であった。男・女比は、男 48.5%、女 51.6%、で女子の方がおよそ 3%多かった。調査時点の平均年齢は、平均 5.8 歳（標準偏差 5.2）であった。受託時期は 0 歳児から 4 歳児のときが多い。

全体を伊藤〔2018〕の調査結果と比較すると〔表 3〕、受託の年齢や時期、15 歳児以降で再び数が増えてゆく点などで、同じ様な傾向を示しており、天理教信者が受け入れた里子とは特別な差異はなかった。受託時の児童の年齢はほぼ同じだが、現在の里子の平均年齢は天理教の里子が 3 ポイント

高い。

大きな相違点は家族の構成人員数である。天理教里親の家族の構成人員数の平均は7.4人で、伊藤の調査よりも3ポイント以上大きい。日本の平均世帯人員は、2021年は2.37人〔厚生労働省 2022a〕であるから天理教里親家庭は大家族であるといえる〔表4〕。

〔表3〕 天理教里親養育の概要

天理教里親調査		里親家庭における養育実態支援ニーズに関する調査研究事業〔伊藤 2018〕
登録後、里子が委託されるまでの待機期間	平均1年2ヶ月	1年以上2年未満が最も多い（38%）
受託時の年齢	平均5.8歳（標準偏差5.2）	平均5.0歳（標準偏差4.94）
現在の委託児童数	平均2.2人の里子を養育（標準偏差1.4） 最大6名	平均1.25人
委託児童の年齢	平均11.7歳（標準偏差5.2）	平均8.9歳（標準偏差5.63）
委託児童の養育期間	平均5.9年間（標準偏差4.8）	記載なし
里親家族の人数（里子を含む）	平均7.4人	4.07人
養子縁組をした人数	5.2%の家庭が養子と住む 1人（11件）、最大3人（1件）	記載なし
里子の男女比	男48.5%、女51.6%	男52.4%、女47.6%
実子の有無	18歳以下の実子（33.17%）	記載なし
	18歳以上の実子（62.93%）	
	実子が家にいる平均2.2人（71.90%）	
調査対象家庭 n=205, 養育児童 n=459		調査対象家庭 n=1214

同居する家族の内訳は、里親夫婦と里子、祖父母、養育期間を過ぎても一緒に住んでいる里子、同居人、二世代、三世代目の実子の家族などである。天理教の里親家庭の家族の総人数は22.3%が10人以上である。里子は、住居は教会という宗教的環境の中、大家族と共に生活している〔表4〕。

〔表4〕 天理教の里親家庭の構成人員数

世帯構成人数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
世帯数	1	14	21	23	23	18	27	16	15	6	7	4	5	3	2	0	1	1
平均値 7.50 標準偏差3.29 n=187																		

4.2. 里親の概要

4.2.1. 里父・里母の概要

養育を行っている里父・里母で最も多い年代は、50代の里父 75 人(30.4%)・里母 90 人(35.9%)と、60代の里父 89 人(36.0%)・里母 89 人(35.5%)である [表 5]。

里親登録をした年代は、40代が最も多く、次に50代である [表 6]。

[表 5] 養育里親の年代

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
里父	0 0.0%	3 1.2%	27 10.9%	75 30.4%	89 36.0%	53 21.5%	247人
里母	1 0.4%	4 1.6%	38 15.1%	90 35.9%	89 35.5%	29 11.6%	251人

[表 6] 里親の登録をした年代

現在の年代		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	小計
30代	里父	0	2	—	—	—	—	2
	里母	1	3	—	—	—	—	4
40代	里父	0	15	11	—	—	—	26
	里母	1	24	10	—	—	—	35
50代	里父	0	18	46	8	—	—	72
	里母	1	27	57	3	—	—	88
60代	里父	1	4	35	39	3	—	82
	里母	2	3	36	37	4	—	82
70代以上	里父	0	5	8	29	10	0	52
	里母	0	4	6	14	4	0	28

4.2.2. 里親の養育の種類

里親はどの種類の里親かを尋ねた。調査では養育里親は 212 人(74.1%)、と専門里親は 67 人(23.4%)、と回答した [表 7]。これについては養育里親と専門里親は重複する場合がある。天理教里親の特徴は、養育里親と専門里親の割合が多いことであり、養子里親は少なく 3.5%である。

伊藤 [2018: 16] の調査結果と比較すると [表 7]、「子どもが欲しかったため(養子の希望あり)」に養育している人が多いのが特徴で養子里親は 345

人(22.0%)、で養育里親は 1045 人(66.5%)、である。しかし、今後、養育里親から養子里親に変更を希望している里親が多いという、これに対し、天理教里親の多くは養育里親のままである。

今回の調査では 215 人の里親の中で、養子と生活をしていると答えたのは 12 名のみであり、天理教里親の多くは養子縁組を希望していないことがわかる。

[表 7] 天理教の里親の養育の種類

天理教里親調査			里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業 [伊藤 2018]	
養育里親	212	74.1%	1045	66.5%
専門里親	67	23.4%	126	8.0%
親族里親	0	0.0%	55	3.5%
養子里親	10	3.5%	345	22.0%
n=289(重複回答)			n=1571	

4.2.3. 里親の宗教的背景

里親は教会長が多く天理教の教育機関で学んだ経験を持っていた。修了した学校は、天理高校・学園高校、天理大学、あるいは天理教の専修科、本科、専修科などで、天理教を専門的に学んでいた。また、1 年間布教活動に専念する「布教の家」経験者も 48 人おり、天理教の学びを深めた人たちが里親養育を担っていると考えられる [表 8]。

[表 8] 里親が修了した天理教教育機関（複数回答）

	天理高校	天理教校 学園高校	天理大 学	専修 科	本科	修養科	教人登録	布教の家	回答数
里父	58 22.6%	19 7.4%	61 23.7%	44 17.1%	6 2.3%	150 58.4%	216 84.0%	41 16.0%	257
里母	48 18.7%	9 3.5%	20 7.8%	14 5.4%	1 0.4%	184 71.6%	225 87.5%	7 2.7%	257

4.2.4. 職業

天理教里親の職業は、教会専任の里父が 190 人(72.2%)で、里母が 173 人(66.0%)、であった [表 9]。教会長あるいは教会長夫人であると答えた回答

者に、天理教教会の種類をたずねた。大教会長が1人、分会長が222人、布教所が4人であった。会長に就任してからの年数は平均22.4年（標準偏差11.5、最小は1年・最大は51年、n=217）、教会長は3代目と4代目が49.6%で最も多かった。

なお、里親の職業調査では、民生委員・児童委員などはパート・アルバイトの項目に入れて複数回答で答えていただいたが、これは無給の仕事である。

〔表 9〕 里親の職業(複数回答)

	教会専任	正社員 公務員	パート アルバイト	自営業	無職	その他	計
里父	190 72.2%	17 6.5%	26 9.9%	19 7.2%	7 2.7%	4 1.5%	263人
里母	173 66.0%	6 2.3%	38 14.5%	17 6.5%	26 9.9%	2 0.8%	262人

4.2.5. 里親養育を始めた動機

里親が里親養育を始めた動機は、天理教の信仰と社会貢献という2つの理由であった。天理教の信仰からの動機では、「天理教における宗教的な実践・おたすけ・ひのきしんとして」が179件(69.6%)、「教祖の教えに共感して」が101件(39.3%)、であった。

社会貢献としての動機では、「教会の社会貢献」が158件(61.5%)、「社会問題だから」が73件(28.4%)、などで、宗教者としての社会参加への動機も多い〔表10〕。また、教会の仲間に勧められてと答えた里親は37.4%、周りに里親がいてと答えたのは36.2%で、宗教関係者からの影響と考えられる。

一方で、将来養子縁組を希望する6.2%や、また里親養育をやりたい6.2%という回答は極端に少ない。

青木〔2022:22〕が、天理教里親に里親養育を決めた動機について調査した里親は、第一の理由は「自身の信仰を深めるため」と語り、「天理教の宗教上の教え『神恩報謝』の実践『ひのきしん』としてであった。」と付け加え、いろいろおたすけに挑戦した結果、「最後に里親養育にたどり着いたという」と説明した。

[表 10] 里親を始めた動機（複数回答）

おたすけ・ ひのきしん として	教会の 社会貢献	教祖の教 えに共感 して	仲間に勧め られる	周りに里 親がいて	子育てが ひと段落し た	妻・夫が 言い出し て里子を	社会問題 だから	子どもが 好きだから	将来養子 縁組を希 望する	里親養育 をやりた い	実子に 兄弟を
179 69.6%	158 61.5%	101 39.3%	96 37.4%	93 36.2%	77 30.0%	77 30.0%	73 28.4%	56 21.8%	16 6.2%	16 6.2%	8 3.1%

n=257

4.2.6. 養育する里子の決め方

養育する里子を決めるときには、事前に児童相談所と里親との話し合いが行われる。そのとき、里子についてどのような条件を示したかをたずねた [表 11]。

回答から、半数以上の天理教里親は児童相談所に対して条件を示していないことが判明した。子どもに条件をつけないが 61.1%で、理由は神様が決めたことと考えた 50.4%と答えた。条件として示した中では、一番多いものが子どもの年齢で、実子との関係、いま養育している里子との関係などを考慮したと答えた。

自由記述欄では、具体的にどのようなやりとりが児童相談所となされたかが記述されていた。「一番はじめに来たお話だったから」「児相のいわれるままに」「児相の所長より乳幼児の担い手がいないと聞いて」「実子の意見も尊重して全員の了解を得る」などとあった。

里子の選び方は、伊藤 [2018] の全国調査と比べても、かなりの違いがある。全国調査では、養育を始める第一の動機は「子どもが欲しかったため（養子の希望あり）」であり、次に「社会的に意義がある」で、「養護問題（虐待・孤児など）に関心があった」の順番で、天理教里親のほとんどは将来養子縁組を考えて里親養育を捉えてはいない [表 11]。

[表 11] 養育する里子の選び方

里子は選ばない			考慮したこと					
子どもに条件を つけない	神様が決めた ことだと考えた	両方ともはいと 答えた里親	子どもの 年齢	いまいる里子 との調整	実子との 調整	里親の体力や 養育の知識	里子の親との 調整	障害などを 考慮
154人	127人	93人	67人	36人	27人	27人	15人	6人
61. 1%	50. 4%	36. 2%	26. 6%	14. 3%	10. 7%	10. 7%	6. 0%	2. 4%

n=252 複数回答

4.3. 里子の概要

4.3.1. 里子の概要

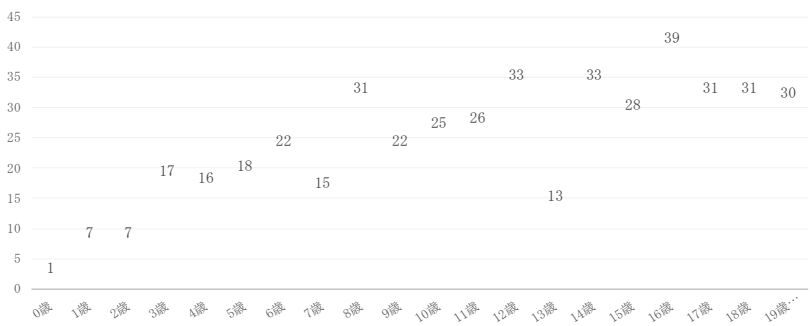
里親が受託したときの里子の年齢は、2 歳児が 69 人で最も多く、0 歳児が 44 人、1 歳児が 44 人、4 歳児が 40 人の順であった。また、受託する子どもの数は 15 歳から再び増えていた。里子が高校生の年代では、15 歳 33 人、16 歳 6 人、17 歳 9 人で合計 41 人、全体に占める割合は 10.9%、であった〔表 12〕。天理教里親連盟の話では、最近は中学生や高校生が増えていると指摘し、課題を抱える里子は乳幼児ばかりではないという。

〔表 12〕 子どもの受託時の年齢分布

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
件	44	44	69	37	40	30	27	19	14	12	12	12	12	9	12	33	6	9	441
	10.0%	10.0%	15.6%	8.4%	9.10%	6.8%	6.1%	4.3%	3.2%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.0%	2.7%	7.5%	1.4%	2.0%	100%

里親養育期間は高校修了時の 18 歳までであるが、専門学校・大学進学やその他の理由で里親家庭と生活を共に続けている場合がある。今回の調査した天理教里親の家庭では、19 歳以上の同居の事例が 30 人いた〔図 1〕。

自由記述欄には、「経済的な自立」が 18 歳ではとても難しいという答えが最も多く、自立して家を借りるときや就職の保証人についての問題も指摘されていた。また、「親がいない身寄りのない子は、里親家族が「実家」という場所になってやりたい。人生の大きな節目、結婚や出産、転職などの時には相談を受けたり、里親家庭に帰って心身を休めたり」とこれからも人生の節目ごとには支援したいと複数の記述があった。



[図 1] 現在の里子の年齢

4.3.2. 里子の虐待の体験と障害

子どもが社会的養育に移行する理由の一つは、虐待や障害である。そのため受託したときに虐待の体験があったか、現在何らかの障害（身体的障害や疾病）があるかをたずねた [表 13]。

[表 13] 里子の障害と虐待の体験（比較）

障害あり	障害がない	虐待の体験がある	虐待の体験はない
163人	261人	196人	211人
38. 4%	61. 6%	47. 8%	51. 5%
回答した里子の数 424人		回答した里子の数 410人	
伊藤[2018]の調査(里子)			
310人	1151人	469人	949人
21. 2%	78. 8%	33. 1%	66. 9%
厚生労働省[2020b]の調査（里子）			
1340人	4042人	2069人	3313人
24. 9%	75. 1%	38. 4%	61. 6%

伊藤 [2018] の全国調査では「障害」がある里子は 21.2%・虐待の体験をもつ里子 33.1%であった。また、厚生労働省 [2020b] の「児童養護施設入所児童等調査結果」では、「障害」がある里子は 24.9%、「虐待」の体験をもつ里子は 38.4%、と報告されている。

天理教の里子の障害と虐待の体験を他の調査と比較すると、伊藤〔2018〕の全国調査と比較では、障害ではおよそ 17 ポイント高く、虐待の体験はおよそ 15 ポイント上回る。厚生労働省〔2020b〕の調査と比較すると、障害のある児童の数はおよそ 14 ポイント高く、虐待の体験はおよそ 9 ポイント高い。

天理教の里親は、障害と虐待の体験のいずれにおいても、課題を抱えた子どもを受託する割合が大きいと判断される。この理由は、天理教の里親が里子に条件をつけないで里親は受け入れるという信仰上の考え方が影響していると推察できる。

なお自由記述に記述した障害の内容は、身体的な疾病ではアトピー・喘息・ダウン症・小児麻痺・脳性マヒ・てんかんなど、精神的な課題では発達障害・多動症・アスペルガー症候群・統合失調症・双極性障害・虚偽性障害・解離性人格障害などであった。

5. 天理教里親の養育

5.1. 児童相談所との関係

里親の依頼元である児童相談所との関係についてたずねた。家庭訪問の回数が「十分と、やや十分」が 43.7%、児童相談所からの支援については「十分と、やや十分」が 51.4%、「協力的か」と尋ねると回答は、「十分とやや十分」が 64.6%で半数を占め、全体として両者は良好な関係にあると判断できる〔表 14〕。

〔表 14〕 児童相談所の支援

家庭訪問は	十分	やや十分	普通	あまりない	全く不足	小計	平均値
	35 14.3%	72 29.4%	102 41.6%	30 12.2%	6 2.4%	245 100%	2.6
必要な時の支援は	十分	やや十分	普通	あまりない	全くない	小計	平均値
	29 12.2%	93 39.2%	92 38.8%	19 8.0%	4 1.7%	237 100%	2.5
児相は協力的か	とても協力的	協力的	普通	あまりない	協力的でない	小計	平均値
	54 22.2%	103 42.4%	72 29.6%	9 3.7%	5 2.1%	243 100%	2.2

しかし、自由記述欄には、児童相談所との関係を次の様に記述している。児童相談所の対応については、「担当者が短期間で変わり、書類だけで子どもを決めている気がします。担当者によって対応がちがうと思います」「児相の所長とか、方針によっても、全く違います。「人」によって良い時もあればひどい時もあります。同じ県内の児相でも、わたしもへの対応がかなり違います。委託の権限を持っているのは児相ですので、出来るだけ良好な関係を保つ様に信頼してもらえるように心配りをしています」。

また、児童相談所は里子をどの様に養育するかを決定する権限を持っているので、里親と里子との予期せぬ別れも起きる。「長期（養育）が短期になったり、2歳から8歳まで育てた子が実親の元に戻ったりと、自立する前にわかれた子が5人います。突然の別れは辛く、また時間をかけて別れた子どもはどうしているか、実親との生活が順調なのか、気になりながらも、何の情報も得られない辛さがあります」と述べている。里親は里子のその後の処遇に異を述べることはできない。そして、ほかの里親の自由記述には「日本では親権が強すぎる。全く1日も子どもを育てたことのない実親の親権に重きを置く意味がわからない。理不尽な実親も多い。里親事前認定研修では、良い面をサラッと話されるが、（中略）現実的な面も、事前に知らせておく必要もあるのではないだろうかと思う」と記述していた。

5.2. 里親と里子の関係と問題解決

里親との関係は、五件法（全くないが1で、かなりあるが5で集計）でたずね、平均が3.3であり「里親との関係がときどきは悪くなることがある」という状況であると判断できる [表 15]。また里父よりも里母との関係が悪くなる・時々あるが51.8%なのは、里母が日常的に子どもの世話をすることが多いということが影響していると考えられる。

[表 15] 里子と里親の関係が悪くなることはあるか

	全くない	ほとんどない	ない	時々ある	かなりある	計	平均値
里母	4 5%	12 14%	18 21%	44 52%	7 8%	85	3.4
里父	10 7%	32 21%	35 23%	70 46%	4 3%	151	3.2
計	14 7%	44 21%	53 23%	114 46%	11 3%	236	3.2

では、里親養育で課題が起きたとき、里親はどの様に解決しているのか、その方法を聞いた。調査では「課題が起きたとき、相談はだれ（どこ）にしますか？」複数回答と自由記述の両方で尋ねている。[表 16] では児童相談所などで具体的な相談先を、[表 17] では信仰上の課題の受け止め方を示していた。

自由記述欄には、里親会・児童相談所・フォスタリング機関・臨床心理士・里子の学校などと具体的な公的機関を回答していた。このほかに、弁護士、警察に相談すると3名が回答し深刻な問題が起きることも推測される。

[表 16] 課題が起きた時の相談先

養育の相談先					
児童相談所	地域の 福祉団体	教会の 里親経験者	天理教 里親連盟	教会と関係ない 里親	家族
176	30	29	15	92	57
89.8%	15.3%	14.8%	7.7%	46.9%	29.1%

n=196(複数回答)

また、自分の天理教の教会に相談すると答えた里親も2名いたが、反対に3名は自分の上級教会には相談はできないと答えた。その理由は「上級教会は里親養育に反対だからだ」と述べ、理由は「養育費という名目でお金を受け取っている為、批判的な意見をもつ人もある」ということで、里親養育には反対されるときもあるという。天理教のお助けに対する考えの違いである。

天理教里親はさらに課題が起きたとき別の解決法も持っていた。課題の信仰上の受け止めである[表 17]。「教祖の教え」を振り返り考えてみるこ

とや（42.9%）、「試練として乗り越える」という捉え方（22.4%）をする。神の語りかけに心をすまし、神の思惑を悟るという。里親はいま起きている課題はどんな意味合いの神様からのメッセージなのかと捉え熟考し、今ある事態をさらに一層充実させていく、あるいは発展させていくという意味に解釈していると推測される。

〔表 17〕 課題の信仰上の受け止め方

教祖の教え	試練として乗り越える	上級教会長に相談	自教会の仲間
84	44	14	43
42. 9%	22. 4%	7. 1%	21. 9%

n=196 (複数回答)

自由記述にも、教義を養育の支えにしているという回答は複数あった。「大きな壁に心折れそうな時も、道を失わずその時、その時を乗り越える心の拠り所とさせていただいています」「いちれつ兄弟の教え（おふでさき四62）をもとに、すべての人、子どもたちと共にたすけあって行きていききたいと思っています。私共と縁のある子どもさんが来ているを感じています」「私達夫婦は、教祖の『人の子を預かって育ててやる程大きなたすけはない〔天理教教会本部 2017: 146〕』というお言葉を頼りに、里親をさせてまいりました」「人の助かりを願う。人への思いやり、やさしさが一番大切」などと記述し、教祖の教えをもとに養育を行っていると考えられる。

天理教里親連盟は講習会などを定期的に開催し、里親を支援し、里親同士の交流の場を作っている。里親は、児童相談所やフォスタリング機関などの公的な里親支援、教会における仲間からの支え、天理教の信仰上の教えが複合的に作用して、長期的、継続的な天理教里親の養育を可能にしている。この様に、全体では天理教里親連盟を中心に様々な支援があることが要因となり、天理教の里親の増加に寄与していると考えられる。

5.3. 天理教里親と大家族

天理教の里親家庭では里子を平均 2.2 人（最大 6 人）養育しているが、伊藤の調査では平均 1.2 人（最大 4 人）で、天理教の里親家庭ではおよそ 2 倍である。実子も 2.2 人（18 歳以上を含む）が里親家庭にはおり、一緒に生活

し、家族の構成人員数の平均は 7.4 人（最小は 2 人、最大は 19 人）であった（表 3）。

日本の平均世帯人員をみると 2.49 人〔国立社会保障・人口問題研究所 1998〕で、日本は「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子から成る世帯」が増加することで、「夫婦と子から成る世帯」「その他の一般世帯」が減少している。少子化の世帯が増加することで、平均世帯人員が縮小し、家族の形は小さな世帯へと変化している。しかし、これに反して天理教里親の家庭は大家族の中で里親養育が行われている。

今回の調査では、里親養育を行う家庭で、11 人から 19 人という大家族が 29 件記載されていた。その家族構成の内容をみると、2～3 世代同居（13 件）の家や、里子が養育期間を過ぎても里親の家で一緒に生活している（14 件・1 人から 6 人まで）。そして、住み込み人さんと生活（14 件・1 人から 12 人まで）などが家族の構成人員数の多い理由であった。

天理教里親家族の特徴のもう一つは、この「住み込み人さん」と家族が一緒に生活していることである。多くの里親は、住み込み人さんと共に生活を経験していた、あるいはいまも生活している（32.8%）〔表 18〕と答えている。天理教の教会は信仰の神聖な場であるとともに、社会的な弱者を救済し、平等に、共に生活をする場でもあるという教えで、これは天理教の救済思想、「おたすけ」、あるいは「せかい一列」（社会的弱者も平等という考え）という教えが根底にある〔佐藤 2005〕。里親養育はこの考えに基づいた宗教的救済の活動とも考えられる。

〔表 18〕 現在の住み込み人さんの数

人	1	2	3	4	5	7以上	0	
件数	31	12	4	5	2	8	127	189
	16.4%	6.3%	2.1%	2.6%	1.1%	4.2%	67.2%	100%

この考えを具体的に示すものが「住み込み人さん」という天理教独自の存在である。住み込み人さんが教会で共に生活を始めるのは、何らかの生活上の困難が生じ、教会に救済（生活の場）を求めた時で、一緒に住むことになった理由をたずねると、住む場所を失った 73 件(28.4%)、病気 56 件(21.8%)、家庭不和 51 件(19.8%)などであった〔表 19〕。

天理教の教会は、求められれば躊躇なくこの人たちを迎え入れ家族の様

に暮らす。今回の調査でも 62 件の里親家庭が「住み込み人さん」と一緒に生活をしていた。

青田 [2001] は、「住み込み人さん」について天理教教会で調査研究を行っている。天理教では「住み込み人さん」は「神の用向き」と考えられ、決して“劣位”なものとしてではなく、むしろ期待を込めてではあるが、将来世話を受ける側から世話をする側になって欲しい人と理解されていると調査結果から示している。

[表 19] 「住み込み人さん」が教会に住む理由

住む場所を 失った	病気	家庭不和で	教会の御用	身体に障害	離婚	伏せ込み	その他	計
73件	56件	51件	43件	40件	18件	15件	50件	257件
28.4%	21.8%	19.8%	16.7%	15.6%	7.0%	5.8%	19.5%	複数回答

「住み込み人さん」が教会で生活をする理由はもう一つある。教会継承者が教会の活動を学ぶため 43 件(16.7%)、伏せ込み（奉仕）のため 15 件(5.8%)、などである [表 19]。天理教里親家庭の子どもたちは、社会的な弱者や課題を抱えた人、将来の宗教家を目指す人など、多様な人々と出会いながら暮らしていた。

5.4. 里子と宗教

里親は、信仰についてはどの様な認識を里子との間に持っているのだろうか。児童相談所は「宗教と里親養育との適切な関係」を求めるが、天理教里親は大半が宗教家で、住居は教会が多く、里親養育と信仰は密接な環境にある。

[表 20] 里親養育と信仰

信仰について話す	よく話す	時々話す	どちらでもない	ほとんどしない	全くしない	小計	平均値
	33 13.7%	140 58.1%	32 13.3%	34 14.1%	2 0.8%	241 100%	2.30
信仰を理解しているか	よく理解している	理解している	どちらでもない	ほとんど理解していない	全く理解していない	小計	平均値
	2 0.8%	79 32.8%	98 40.7%	53 22.0%	9 3.7%	241 100%	2.95
将来教会で育ったことは 意味があるか	意味がある	いつか役に立つ	どちらでもない	あまり意味がない	全く意味がない	小計	平均値
	74 31.4%	151 64.0%	8 3.4%	2 0.8%	1 0.4%	236 100%	1.75

里親は信仰については次の様に里子と接している。宗教について「時々話す」が 58.1%であるが、「里子がそれを理解しているか」というと、「どちらでもない」が 40.7%であった。里親はその話したことが将来役に立つことがあるという質問には、いつか役に立つと 64.0%が答えている [表 20]。

里子が生活する場所は教会で、里親は教会長や教会長夫人、養育環境の中に信仰は日々の中に存在している。この件に関しては、児童相談所は里親に「宗教を強要することは絶対やめてください」と委託する時に伝え、里親には宗教と里親養育との適切な関係を求める。

しかし、天理教里親にとって、これは難しい問いかけであろう。ある里親は「自分の子どもには信仰を継承して欲しいと、実子にはその様に養育しているが、同じ兄弟として、同じ家で育てているのにそれがいえないことは悩む」と述べている [鈴木 2020]。

「里子は信仰を理解しているか」という問いに、里親は、「どちらでもない」(40.7%)、あるいは、「ほとんど理解してない」(22.0%)とこたえるが、里親の家から自立して離れたとき、「教会という場所で生活したことが、自分にとって将来に良い結果であったか」との問いには、「意味がある」と「いつか役に立つ」の2つの答えを足すと 95.4%で、ここには宗教に対する里親の願いがある。

近年、宗教者の養育者は増えつつある。厚生労働省の調査では、2008 年は 270 人(7.8%)、で、2013 年は 371 人(10.7%)、そして、2018 年は男女別で集計されているが、宗教家の里父が 448 人(10.6%)、宗教家の里母が 280 人(6.6%)、で、宗教家の里親養育は増加傾向にある [表 21]。しかし、宗教家の里親はどの教団や宗派に属しているか、厚生労働省の統計からだけではわからない。天理教ばかりではなく、仏教やキリスト教など多様な宗教関係者によって里親養育は行われていると推測できる。

[表 21] 里親の職業 厚生労働省児童養護施設入所児童等調査
[2018]

	社会福祉事 業従事者	宗教家	教員	専門・ 技術	管理	事務	販売	農林・ 漁業	単純労働	サービス	その他	就労して いない	不詳	いない	計
里父	178 4.2%	448 10.6%	110 2.6%	675 16.0%	223 5.3%	341 8.1%	178 4.2%	121 2.9%	236 5.6%	288 6.8%	467 11.1%	399 9.5%	24 0.6%	528 12.5%	4216
里母	297 7.0%	280 6.6%	75 1.8%	256 6.1%	39 0.9%	257 6.1%	107 2.5%	67 1.6%	37 0.9%	274 6.5%	540 12.8%	1876 44.5%	29 0.7%	82 1.9%	4216

5.5. 里親の負担感と満足感

里親の養育における満足感を尋ねた。経済的な負担感については調査からはあまり感じていないことがわかる。全く負担でないと 45.9%が回答していた [表 22]。里親はかつては経済的な負担が大きかったと答えている。

[表 22] 経済的負担感

全く負担でない	あまり負担でない	普通	だいぶ負担	非常に負担	計	平均値
113 45.6%	91 36.7%	38 15.3%	5 2.0%	1 0.4%	248 100%	1.75

厚生労働省は 2000 年代から何度か経費の支給の改正を行っている。里親家庭の経済的負担を少なくし、養育が円滑に実施できる様に、手当の増額（2009 年、2017 年、2020 年）を行ってきた結果と考えられる。

2021 年度の手当は、養育里親は月額 90,000 円（2 人目以降 90,000 円加算）で、専門里親 141,000 円（2 人目 141,000 円加算）、それ以外に一般生活費（乳児 60,110 円、乳児以外は 52,130 円）や、その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度金、医療費、通院費など）がある。このような制度変更の結果、里親の経済的負担感は以前に比べ小さくなったと考えられる。

天理教里親家庭では、養育期間が過ぎた 19 歳以上の 30 人が里親の元と一緒に生活している [図 1、p.14 参照]。里子は、高校卒業後（18 歳以降）基本は自立を求められ、経済的な支援はなくなる。しかし、2023 年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し年齢要件が緩和された。本調査

の30人は改正の前であり、天理教の里親家庭では自立後の支援についても実質的には行っていたということになる。

里親は養育の満足感（充足感）をどの様に感じているのか。里親養育の満足感と、天理教里親が重視する信仰実践の満足感の、いずれも肯定的であった。里親養育は「とても」と「やや満足」を加えると90.7%が満足とこたえ、信仰的充実感も「とても」と「やや感じている」を加えると87.5%が満足で、両者は十分に満足感を得ていることを示している。

天理教の救済「おたすけ」に関しても、「とても」と「やや感じている」を加えると83.5%が満足を得ていた。この回答からは、養育と信仰は両者が一致し、里親は大きな満足感を感じていると考えられる〔表23〕。

〔表23〕 里親養育と満足感

	とても満足	やや満足	普通	不満足	全く不満	計	平均値
里親に満足	155	71	23	0	0	249	1.47
	62.2%	28.5%	9.2%	0.0%	0.0%	100%	
	とても感じる	やや感じる	普通	あまり感じない	全く感じない	計	平均値
信仰的に充実感	132	85	30	0	1	248	1.60
	53.2%	34.3%	12.1%	0.0%	0.4%	100%	
	とても感じる	やや感じる	普通	あまり感じない	全く感じない	計	平均値
おたすけの実感	129	79	33	4	4	249	1.69
	51.8%	31.7%	13.3%	1.6%	1.6%	100%	

さらに、支援に関連し、自立後も継続したいかを里親に尋ねた。里親は「ぜひ継続したい」87人(33.9%)、「できれば継続を」78人(36.3%)と、半数以上が里子と里親の関係継続を希望していた。また、里子が自立後に、相談にやって来る場合、どんな内容かを尋ねると、仕事・転職が29.6%、恋愛・結婚が15.2%、家族の問題が17.9%、金銭の問題が18.7%、病気やケガが11.3%などであった。

自由記述欄には「里親の元を出た子ども達が悩むことは人間関係や金銭面がほとんど。内面的な部分はよく話を聞いてあげるが、お金の問題は一時的でも立て替えなど支援してあげないと、個人がダメになってしまう可能性がある」と、また、「ひとり立ちや結婚をするとき等、それまでは精神的にも、経済的にも、支援が必要だと考えられる。家庭を持ってからも、子育てなど協力が必要」と記述している。

6. 考察

6.1. 天理教里親の里親養育

本研究の目的は、天理教信仰者が、里親養育に参加する動機、活動の特徴、課題などを明らかにすることであった。

本調査から、天理教里親が、養育を始める動機は天理教への宗教心からであることが調査によって明確になった。天理教の教義「おたすけ・ひのきしん」(69.6%)に共感して、「教会の社会貢献」(61.5%)を行いたいという意図が、養育を始めた大きな理由であるが、将来は養子縁組をして戸籍上の養子としたい 6.2%という希望は、伊藤 [2018] の全国調査などと比べて極端に少ない。

里親は里子を迎える入れるときに、天理教里親は児童相談所に対して条件をつけない(61.1%)、あるいは神様が決めたことと考えている(50.4%)と回答し、里親は宗教的な縁で里子と巡り合ったと考えている。この結果、障害(38.4%)や虐待の体験(47.8%)がある子どもを養育する確率は、他の調査の結果、伊藤 [2018]、厚生労働省 [2013] より高く、これも宗教的な背景と理解できる。

天理教の養育環境は教会の中で居住し、教会長の里親（里父 7.2%、里母 66.0%）に養育されている。天理教教会は毎日「あさづとめ」「ゆうづとめ」や、月ごとの「月次祭」が行われる。里子は大家族(平均 7.4 人)の中、宗教的環境のなかで育っている。

里親は養育中に困難な課題に直面したとき、まず児童相談所に相談(89.8%)するが、同時に困難な課題を宗教的な課題と読みとり「教祖の教え」(42.9%)を振り返り、「試練として乗り越える」(22.4%)という天理教信仰者独自の捉え方をする。その上で、神の語りかけに心をすまし、神の思惑を悟るという姿勢を里親の養育と信仰心の関係を見ることが出来る。

里親は 18 歳以降に里親養育が修了しても、半数以上の里親は里子との関係の継続を希望していた（ぜひ継続したい 33.9%、できれば継続したい 36.3%）。この結果から天理教里親の養育は宗教心の動機からであると判断することができる。

6.2. 天理教里親養育と宗教的社会貢献活動の特徴

天理教の里親養育は、社会貢献活動として 3 つの特徴ある社会とのつながり方を持っていると考えられる。

ひとつは、住み込み人さんである。若狭〔2001: 34〕は、天理教では以前から、社会的な弱者を受け入れてきた歴史があり、それが里親養育につながっていることを、次のように説明している。

「天理教は、一般社会に溶け込めない、或いは社会から排除されてしまった人を受け入れる完璧なシステムを保有している、というのが大方の専門家の意見である。（中略）ホームレスの生活をしていた人、受刑者、禁治産者等さまざまな人を受け入れ、一緒に家族として生活し、一生世話取りをしながら社会的自立を促すことを教会は昔から当たり前の日常として認識し、実践してきたのである。（中略）つまり、元々養育家庭を推し進めるべき土壌は十二分にあったわけである」という。

ここには天理教の宗教的教義を、里親養育のなかに独自の実践の形に変えて社会貢献を行っているともみることが出来る。

2 つ目は、天理教の里親は、国の里親養育の比率を増やそうとする政策に貢献している。その理由は天理教里親が「任せられる里親」として存在しているからである。「任せられる里親」とは分かり難い表現であるが、三輪〔2018〕は「児童相談所の支援があまりなくとも子どもを養育していける里親」と定義している。天理教の里親は、「天理教里親連盟」や、自身の教会内の里親のネットワーク、さらには信仰にたすけられ、「任せられる里親」になっている。福祉関係者は、「虐待や障害を抱えた子どもたちを躊躇なく受け入れてくれる天理教の里親は、誠に頼りになる里親としての存在である」と言い、児童相談所は「困ったときの天理教さん」と呼ぶこともあるという〔青木 2022〕。それは緊急性がある児童の保護や、深夜などでも躊躇しないで受け入れてもらうことができるからである。「任せられる里親」は里親養育の活動が社会的に認められていることで、児童相談所にとっては望ましい存在ではあるが、しかし、本来、児童相談所や国が行うべき役割を、里親が過重に責務を担ってしまうことにならないよう慎重であるべきだろう。

最後は、社会のニーズや社会貢献活動の経済的支援体制の整備と、天理教里親連盟の活動がうまく重なっている点である。国は、里親養育への経済的な支援も増やしたことで、天理教の里親養育の活動は以前よりもやりやすくなっているという。しかし興味深い点は、天理教内部には反対の意見もあるということである。佐藤〔2005:6〕は、「社会の難儀をたすける教会の重要な役目の一つであるというひともあれば、教会にあるまじき商売にしている、と非難するする人もある」という。天理教の宗教的「たすけ」という趣旨と、経済的な支援を国からうけて行う「たすけ」に対しての考え方の齟齬が、否定的な意見を生み出していると考えられる。このような否定的な意見を、宗教の社会的貢献のあり方や、国や行政との距離に対する問いかけととらえることもできる。

6.3. 子どもの権利擁護の課題

「子どもの育ちを保障」、「子どもが権利の主体であること」は里親養育を進める上で最も大切な点である。2016年には子どもの権利条約を基本として改正児童福祉法が、2017年には現在の里親養育の指針とする新しい社会的養育ビジョン〔厚生労働省 2017〕が成立している。その趣旨は「虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成 28 年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした」と示している。

この児童の権利を守るという趣旨に関連して、国は2つの宗教に関わる政策を2022年に示している。ひとつは、宗教と児童虐待についての見解である〔厚生労働省 2022b〕。「宗教二世」の問題を契機に、子どもの権利擁護と宗教的虐待の観点から、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの4つの事例を詳細にQ&Aで示し、救済の方策や相談場所までも明記している。これは「宗教二世」の問題に関連した通達で、里親養育に関して言及しているわけではないが、宗教と児童の関わりを判断するひとつの基準になり里親養育にも影響があると考えられる。

2つ目は、児童の意見を聴き、児童が自らの意見を述べるシステム作りで、子どもの権利擁護の一環で里子の意見を定期的に聴く政策をすすめようとしている。特に里親養育においては「里親家庭というプライベート空間で行われるため密室化しやすく、養育の不調が露見しにくい」[井上ほか 2023]という意見があり、その実施モデル作りも進んでいる。

天理教里親を含め、およそ 10%の里親が宗教家[表 20]であり、今後、さらにこの傾向は増えると推測される。里親は自身の宗教的な考え方、養育についての方針を、親権者や児童相談所に明確に示し理解を得ることが必要になると見られる。児童相談所は里親家庭のいま以上の丁寧な訪問や、里親や里子とからの聞き取りなどの対応が求められる。そして、今後の里親養育においては、子どもの権利擁護の視点から、宗教との関わり方の具体的な指針が今以上に必要になってくると考えられる。

7. 今後の課題

今回の調査研究では深められなかった課題が2つ残された。

第一の課題は里子についての検証である。天理教教会で養育された人生をどの様に受け止め、自分自身の心情、宗教観、価値観にどの様に影響を与えたかを明らかにする研究である。しかし、これらの研究に未成年の場合は親権の許諾が、成人の場合でも慎重な準備と倫理的な準備や配慮が必要で、次回の研究テーマとしたい。

第二の課題は、研究の対象を天理教の里親以外の、宗教的動機ではない里親、キリスト教や仏教などの他宗教的な背景から養育を始めた里親などとの比較研究の必要性である。宗教的な視点からも子どもの権利が重視される中で興味深い研究テーマといえる。この様な多様で詳細な研究を積み重ねることで、虐待に対する対策や、里子や里親への支援策、受け入れの条件等など、里親養育を前進させるために、さらに研究を積み重ね議論を深めていくことが研究者に課された課題である。

謝辞

本研究では個別の名前は申し上げますが、天理教里親連盟、天理教社会

福祉課、そして里親養育に携わる里親と天理教の皆様のお力添えをいただき実施することができました。ありがとうございました。

また、東京工業大学弓山研究室の新家さんと河村さんには集計で、論文作成では弓山達也先生のご指導に感謝申し上げます。

8. 参考文献

- 青木繁 2022 「天理教の里親養育 宗教的視点からの養育実践の理解」『いのちの教育』7(1): 17-31。
- 青田匡史 2001 「天理教報徳分教会「住込み」の宗教的社会化過程」『東洋大学大学院紀要（社会科学研究科）』37: 1-16。
- 浅井春夫・黒田邦夫編 2018 『＜施設養護から里親制度化＞の対立軸を超えて』明石書店。
- 安倍計彦 2020 「都道府県社会的養育整備計画に見る里親委託率の上昇」『西南大学人間科学論集』16(1): 125-152。
- 石前喜代 2004 「天理教里親連盟の活動と家庭問題」金子ほか編『天理教社会福祉の理論と展開』白馬社、136-156。
- 井上寿美・笹倉千佳弘 2023 「里親のもとで育つ子どもの権利養護のしくみをめぐる意識-A 県の里親と里親支援専門相談員へのアンケート調査から-」『大阪大谷大学紀要』57: 1-18。
- 伊藤嘉余子 2018 「平成 29 年度厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」課題番号 14「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」報告書」厚生労働省。<<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520434.pdf>>、(2022 年 4 月 20 日検索)。
- 金子珠理 2020 「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」葛西賢太・坂井正斉編『ケアとしての宗教』明石書店。
- 桑畑洋一郎 2019 「天理教里親活動に関する予備的考察」『異文化研究』13:71-83。
- 桑畑洋一郎 2020a 「天理教里親における信仰との距離」『やまぐち地域社会研究』17: 31-42。
- 桑畑洋一郎 2020b 「＜宗教的文脈＞に置かれる里親養育」『福祉社会学研究』17: 111-133。
- 厚生労働省 2010 『子ども・子育てビジョン』厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/vision-zenbun_0001.pdf> (2022 年 4 月 24 日閲覧)。

厚生労働省 2011 『里親委託ガイドライン』厚生労働省

< <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hlp.pdf> >
(2023 年 9 月 11 日閲覧)。

厚生労働省 2014 『児童虐待の定義と現状』厚生労働省

< https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html > (閲覧 2023 年 1 月 11 日)。

厚生労働省 2017 『新しい社会的養育ビジョン』厚生労働省

< <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf> > (2022 年 2 月 22 日閲覧)。

厚生労働省 2020a 『令和 2 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)』
厚生労働省

< <https://www.mhlw.go.jp/content/000824359.pdf> > (2023 年 7 月 28 日閲覧)。

厚生労働省 2020b 『児童養護施設入所児童等の概要 (平成 30 年 2 月 1 日現在)』厚生
労働省子ども家庭局・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

< https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09231.html > (2022 年 5 月 28 日閲覧)。

厚生労働省 2022 『2021(令和 3)年 国民生活基礎調査の概況』厚生労働省

< <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa21/dl/12.pdf> > (2023 年 7
月 28 日閲覧)。

厚生労働省 2022 『「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q&A」に
ついて 宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q&A』厚生労働
省< <https://www.mhlw.go.jp/content/001032125.pdf> > (2023 年 9 月 11 日閲覧)

佐藤浩司 2005 「教会の役割と里親」『天理教社会福祉』19: 5-21。

鈴木慶徳 2020 「里親の後継者育成に向けて」『さとおや』55: 2-3。

貴田美鈴 2007 「里親制度における政策主体の意図—1960 年代から 1980 年代の社
会福祉の政策展開に着目して」『人間文化研究』8: 83-97。

貴田美鈴 2009 「里親に関する研究の展望と課題：1998 年～2008 年までの国内文献
から」『人間文化研究』12: 85-100。

貴田美鈴 2011 「児童福祉法成立期の里親委託の位置づけ」『岡崎女子短期大学紀要』
44: 7-16。

貴田美鈴 2019 『里親制度の指摘 展開と課題：社会的養護における位置づけと養
育実態』勁草書房。

天理教里親連盟 2018 『お道の里親子育てハンドブック』天理教里親連盟。

天理教教会本部 1952/1997 『天理教原典集』天理教教会本部。

天理教教会本部 1976/2017 『稿本天理教教祖伝逸話篇』天理教道友社。

天理大学附属おやさと研究所編 1997 『改訂天理教事典』天理教道友社。

天理養徳院編 1960 『天理養徳院五十年史』 天理養徳院。

天理養徳院百年史編集委員会編 2010 『天理養徳院百年史』 天理養徳院。

深谷耕治 2022 「世俗主義における里親家族と儀礼-ある天理教里親家族へのインタビュー調査を通じて-」『天理大学学報』 73(2): 45-53。

三輪清子 2018 「「里親不足」の意味するもの」『福祉社会学研究』 15(0): 93-113。

若狭一廣 2001 「東京都における養育家庭（里親）の現状並びに教会活動との隘路」『天理教社会福祉』 10: 25-42。

若狭一廣 2009 「新しい児童養護「ファミリーホーム」と教会の新たな展望」『天理教社会福祉』 28: 53-69。

若狭佐和子 2005 「里親活動と教会の連携」『天理教社会福祉』 20: 47-69。